

令和7年11月1日発行

愛知県瀬戸保健所

○本所

〒489-0808

瀬戸市見付町38番地1

○豊明保健分室

〒470-1101

豊明市沓掛町石畑142番地20



保健所だより

瀬戸保健所・豊明保健分室 健康相談日程表

✿瀬戸保健所では、下記のとおり健康相談等を実施していますので、ご利用ください✿

内 容	受付日	受付時間	問合せ先、予約等	対応	
				本所 (瀬戸)	豊明保健 分室
栄養相談 歯科相談	毎月 第1水曜日	9:00～11:00	健康支援課 地域保健グループ (予約制のため、お問い合わせください。)	○	×
精神保健福祉相談	平日	9:00～12:00 13:00～16:30	健康支援課 こころの健康推進グループ	○	×
水質検査 〔有料検査〕	毎週火曜日 (火・水・木が祝 日・休日の場合 は、受付ができ ません。)	9:00～11:00	環境・食品安全課 環境指導グループ 食品指導グループ (予約制) 〔保健所で、事前に採水びんを受領の上、 指定日の受付時間内にお持ちください。〕	○	○
検便 (細菌・虫卵検査) 〔有料検査〕		9:00～11:00	総務企画課 総務・企画グループ 〔保健所で、事前に検査キットを受領の上、 指定日の受付時間内にお持ちください。〕	○	○
・エイズ検査/梅毒検査 ・B型・C型肝炎検査 〔無料検査〕		9:00～11:00	環境・食品安全課 環境指導グループ	○	×

問合せ先 (ダイヤルイン番号)

○本 所(瀬戸)

(0561) 21-1699
(0561) 82-2196
(0561) 82-2197
(0561) 82-2198
(0561) 82-2157
(0561) 82-2158

総合相談電話

総務企画課 総務・企画グループ
環境・食品安全課 環境指導グループ
環境・食品安全課 食品指導グループ
健康支援課 地域保健グループ
健康支援課 こころの健康推進グループ

○ 豊明保健分室 (0562) 92-9133

お気軽にお電話ください。



注1 受付日が休日・祝日・年末年始(12/29～1/3)等に当たる場合には、相談等の業務は休止します。

注2 肝炎検査は、保健所が委託している医療機関でも受けることができます。

詳しくは環境・食品安全課環境指導グループへお問い合わせください。

注3 相談及び検査については、事前に電話でお問い合わせの上、来所してください。



保健所が申請窓口の医療給付制度のご紹介

保健所では、以下のような国の医療給付制度を取り扱っています。申請をお考えの方は、まずは主治医へご相談ください。また、医療給付はそれぞれの制度により条件があり、必要な書類なども異なりますので、詳細は保健所へおたずねください。

担当課連絡先：瀬戸保健所 総務企画課 0561-82-2196
瀬戸保健所 豊明保健分室 0562-92-9133

難病法に基づく特定医療費助成制度

本制度では、原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費について助成します。



指定難病 HP

対象疾病：348疾病（令和7年4月1日時点）

対象者：① 愛知県（名古屋市を除く。）内に居住地（住民票）を有している方

② 病状の程度が厚生労働大臣が定める認定基準を満たす方

③ ②に該当しない場合であって、支給認定申請を行った月以前の12か月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある方

給付内容：医療保険各法に基づく医療及び介護保険法に基づく介護サービスの一部のうち、都道府県知事及び政令市長が指定する指定医療機関が実施する指定難病に関する医療又は介護サービスにおける自己負担額について助成します。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、都道府県・政令指定都市・中核市等が指定した指定医療機関において受けた医療について、医療費の自己負担分の一部を助成します。



小児慢性 HP

対象疾病：801疾病（令和7年4月1日時点）

対象者：① 保護者が県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市を除く。）に在住している満18歳未満の方

※ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳まで対象となります。

② 対象疾病に罹患し、かつ、認定基準に該当する方

給付内容：認定された対象疾病に係る医療費のうち、保険診療の自己負担分と入院時の食費が助成の対象となります。

B型・C型肝炎患者医療給付事業

B型・C型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療により、肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。早期治療の促進のため、抗ウイルス治療に係る医療を助成します。※B型・C型肝炎給付金（国を相手とする国家賠償請求訴訟）とは別のものです。



あいち肝炎ネットワーク

対象者：① 愛知県内に住所地（住民票）を有している方

② B型ウイルス性肝炎、またはC型ウイルス性肝炎に罹患している方

給付内容：医療機関を受診又は保険薬局を利用する際に、インターフェロン治療もしくは核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療の受給者票を提示することで、保険診療に関する助成を受けることができます。ただし、所得に応じて一部自己負担が生じます。